

## 新町の事務所（庁舎）の位置について

### 1．協議事項

#### （1）庁舎の位置について

## 参考資料 1

### 現地解決型の支所の考え方（案）

#### （１）支所長の権限について

決裁権限については、課長以上、助役以下とする。  
自然災害、火災など緊急時には即応できるよう一定の権限を与えることとする。

#### （２）支所の業務内容及び人員について

人員は、３０人程度とする。  
支所には、支所長１人、担当参事、各係に担当者を置くこととする。  
支所の組織と業務内容は別紙イメージ図（図１）のとおりとする。

#### （３）支所の予算について

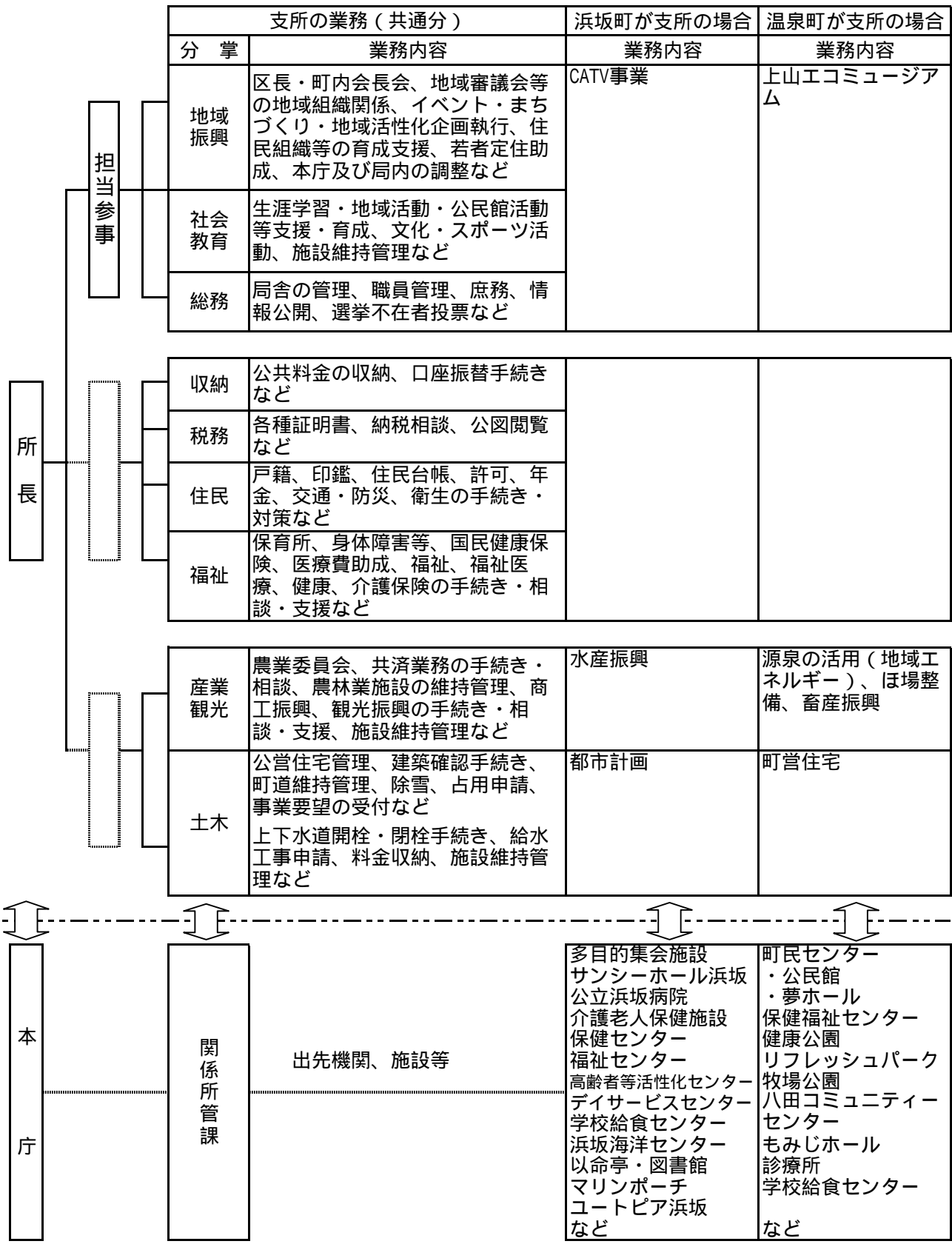
予算は、支所、施設の運営及び地域振興（まちづくり）にかかる政策的な経費について枠配分とする。  
枠配予算については、一定規模以上のものを除き支所長が執行できることとし、必要な予算についても要求できることとする。

#### （４）支所の位置付けについて

課扱いとする。ただし、業務内容に応じ本庁の関係課と調整、連携を図ることとする。  
町全体の機構は、別紙イメージ図（図２）のとおりとする。

支所の組織と業務内容のイメージ図

（組織、業務内容については、協定項目「事務組織及び機構の取扱い」で別途協議します）



別紙(図2)

新町の機構イメージ図

(組織・機構については、協定項目「事務組織及び機構の取扱い」で別途協議します)

